

I. 平成 27 年度 事業報告

はじめに〔創設 30 周年を迎えて〕

1. 当センターは、昭和 60 年(1985)11 月に助成財団有志の熱意と協力により任意団体「助成財団資料センター」として設立され、その後昭和 63 (1988) 年 4 月 1 日に、数多くの助成財団有志や経団連の協力のもと企業・経済団体等からの寄付を受け、総理府・内閣総理大臣(現 総務省)の許可を得て、基本財産約 5 億円の「財団法人」としてスタートした。

昭和 60 年(1985)に任意団体としてスタート以来、平成 27 年(2015)11 月に設立満 30 年、平成 28 年(2016)4 月には法人化してから満 28 年を迎えた。

2. 設立の背景、経緯、趣旨は以下の通りである。

(1) 当センターの設立に向けては、それまで経済優先主義で突き進んできた日本社会が、行政や営利目的の企業活動だけでは解決することのできない社会問題(教育・研究分野の遅れ、文化活動の貧困、不十分な社会福祉や環境保全対策等)を内包した社会となっていく中、世界の潮流としても民間で営利を目的としない活動が強く求められ、それらの活動として助成財団等の活性化が求められてきたという背景があった。

(2) 昭和 58 年(1983)頃、それまでにトヨタ財団に集積してきていた助成団体等に関する資料についてのアーカイブの作成や資料を公開する資料センターの設立構想等が話し合われていた。また同時期に「日本の財団」(林雄二郎・山岡義典共著 1984.11 中公新書)の出版作業が進められており、アメリカの財団センター等の視察も行われた。

(3) 助成財団等の活性化に向けては、我が国における法制、税制等の多面的な対策が必要になることから、助成財団関係者がまずその第一歩を踏み出すことを決意し、昭和 58 年(1983)秋ごろから助成財団資料センター設立構想が本格化した。

(4) 昭和 59 年(1984)2 月には財団資料センター設立に関する有志懇談会の案内(84/2/9 林雄二郎名)が出状され、設立準備委員会へと引き継がれた。

準備委員会等の度重なる議論、検討の結果を踏まえ、昭和 60 年(1985)11 月 20 日には、設立発起人会議が開催され、助成財団有志の熱意と協力により任意団体「助成財団資料センター」が設立され当センターの活動がスタートした。

(5) 設立趣意書には下記のように記載されている。

「この資料センターは、助成型財団等の活動についての社会的理解を深めることにより、現在および将来の民間助成活動の振興を図ることを目的としており、次のような基本的性格をもつものです。

- ① 助成型財団等に関する資料・文献等の図書館としての性格
- ② 助成する側と助成を求める側との情報交流の場としての性格
- ③ 助成活動の内容全般について社会的な理解を促進する機関としての性格

3. その後、法人化を目指して数多くの助成財団有志や経団連の協力を得た企業・経済団体等から約 5 億円の寄付を募り、それを基本財産として昭和 63 (1988) 年 4 月 1 日に総理府・内閣総理大臣(現 総務省)より「財団法人」の許可を得て法人化が実現した。

4. 設立後は助成財団等に関する資料・文献の収集・閲覧、要覧等の発行による情報提供事業、助成財団の新設に向けた相談事業、助成を求める側と助成する側を結ぶ事業を通して民間助成活動に対する社会的理解の促進に努めていく活動に取り組んできた。

5. 設立から11年を経過した平成10(1998)年には、財団名称から「資料」の文字を削除し「助成財団センター」と現在の名称に変更した。

その背景には、メインの事業を①助成型財団等に関する資料・文献等の図書館としての性格や②の助成する側と助成を求める側との情報交流の場としての性格から③の助成活動の内容全般について社会的な理解を促進する機関としての性格を強め、加えて「助成活動の発展」、そのための「社会の理解促進」に努める役割を強化する狙いがあった。その間の事情についてJFCVIEWS9号に下記の記載がある。

「助成財団資料センターの名称は、センターの業務を、『資料』の処理を中心とする業務に閉じ込める嫌いがあった。助成をする側と助成を受ける側とを結ぶことに集中しがちであった。

むしろ広く社会の各層に向けて、民間のおこなう助成活動の意義や役割そして問題点などについて訴える必要があり、そのためには名称の変更が必要であった。

設立以来、当センターはデータベースの維持や会員財団等と連携を緊密にしつつ、助成財団の全体像の把握につとめるとともに、問題点や役割を積極的に把握・発信し、また、セミナーの実施や外部関連団体との交流などを通じて、助成財団活動の向上のために努力してきた。また、海外の財団との交流も、活発になりつつある。海外から広く日本の財団によびかけがあった場合、センターにまとめ役としての役割が期待されている。現在、財団がかかえている問題は、超低金利下において財団の運営が困難なことであるが、長期的な問題としては、財団の設立が主務官庁の許可主義であることや税制面の優遇策が制限的すぎることであり、そしてこの二つが絡んで、民間の自由な発想や、のびのびとした活動が制約されがちなことである。そのことが、あらたな財団活動の芽を摘みとることになる。

民間非営利部門の急速な拡大の動きは、最近の市民団体法案(NPO法案)の動きに象徴されるように時代の流れであり、助成財団もその動きに対応していく必要がある。助成財団センターへの脱皮は、まさに時代の所産である。」

6. この間の社会の発展は、それまでの政府等のセンター(第1セクター)や企業等のセクター(第2セクター)に加え、非営利セクターや市民セクター(第3セクター)への期待が高まり、3つのセクターが各々の役割を分担しながら社会の発展を支えていく「共助社会の創成」へと大きく変化してきている。

今日の複雑に絡み合った社会課題の解決や社会ニーズへ応えるためには、非営利セクターや市民セクターの活躍が欠かせない中、その事業活動や研究活動等に必要な活動資金を確保するために、わが国は寄付社会を形成していくことが必須であり、これに合わせ、民間資金を民間活動に提供していくパイプ役の1つとしての助成団体の役割はますます重要なものとなっている。

そのような状況下、一方では助成団体を取り巻く社会・経済環境、中でも長年の低金利政策は財団運営に大打撃を与えており、助成財団の新設数の停滞や助成金総額の減少等、助成財団の努力にも係わらずなかなか社会的要請に応えきれない現況も大きな課題となっている。

7. 平成 26 年度は新制度移行後の公益法人データ約 2 万団体の中から助成事業を行っている公益法人の抽出作業に取組み、助成事業に取り組む約 3,000 の公益法人を把握した結果、わが国において助成事業に取り組む団体数は約 3,600 団体と推定された。

この民間助成団体(助成・奨学・顕彰事業を行う財団等)の約 3,600 団体を中心に、毎年実施している調査票による調査を実施したところ、平成 27 年度は約 1,900 団体の助成団体からの協力を得ることができ、我が国で唯一の助成財団データベースを構築し、助成団体の基本情報や実施している助成プログラム情報、助成成果情報等の資料の収集・蓄積に努めてきた。

設立時から作成している「助成団体要覧」の収録団体数は、1988 年版 213 団体から、1994 年版 640 団体、そして 2016 年版 1,468 団体(ウェブ掲載団体数 1,858 団体)と確実に増加してきているが、全国には約 3,600 の助成団体の存在が確認されており、その全体像の把握は途上にある。

これら情報を助成団体要覧(約 1,500 団体収録)等の出版物やウェブサイト(約 1,860 団体収録)で公開、併せて科学技術振興機構や国立情報学研究所等の外部機関に対してデータ提供を行い、助成を希望している団体・個人へ必要な情報を提供してきた。

独自に収集した約 1,900 団体のデータを分析し「日本の助成財団の現状」(和文・英文)として公表し、一般の社会に対して助成財団の現状やその活動内容等の発信を行ってきている。

これらの集積されたデータ群、それをベースに提供される民間助成の現状データは、当センターのみが保有する公益性の高い大変貴重な調査資料と位置付けている。

8. 平成 10 年(1996)年以降の当センター並びに各助成財団の運営は、前提としていた 6%前後の運用利回りがバブル崩壊後に続く低金利や金融危機の影響により年々低下し 1%台へ、平成 13 年度(2001)には基本財産 5 億円を 3 億円に毀損する事態となり、総務省からは当センターの解散をにおわす発言まで出るなど危機的な状況が続いた。存続を目指してハードな協議を継続した結果、存続は認められたものの厳しい再建への取り組みがスタートした。

基本財産を取崩して事業に充当し、最悪、財産を使いきった後は解散をも腹にすえた覚悟の上での取組は以下の通りであった。

収入減に対応し会員増強への取組みをはじめ対策を講じてきたが、基本財産を毀損した平成 13 年度には、職員の減員、事務所を便利な駅前から現在地に移転し事務所面積を半分に圧縮する等の緊急対策を実施せざるを得なくなった。

あわせて運営費を確保するための調査研究会や特別プロジェクトを立ち上げ、会員財団からは助成金や特別会費を徴収しその多くをセンター運営費に充当することとなった。その間継続的に実施された対応策は以下のとおりである。

○平成 10 年～3 年間(1998～2000 年)(法人化 10 周年調査研究会)

3 年間の助成金総額 約 2,400 万円 (協力財団約 60 法人)

○平成 13 年～5 年間(2001～2005 年)(情報整備プロジェクト)

5 年間の助成金総額 約 3,700 万円 (協力財団 7～10 法人)

○平成 18 年～5 年間(2006～2010 年)(制度改革対応プロジェクト)

3 年間の助成金総額 約 1,350 万円 (協力財団 4 法人)

【当初 5 年間の予定だったプロジェクトは、特定 4 財団だけが参加するもので健全な姿ではないのではないかとの問題提起により、平成 20 年度で打ち切られることになった。】

9. その状況化にあってセンター活動の維持に向け、会員による前記のプロジェクト助成金や特別会費の協力を得つつ、基本財産の取り崩しや年度末資金の借り入れなど必死の努力が積み重ねられていった結果、水面下に沈みつつも何とか存続を図ることが出来た。
その結果、平成 19(2007)年頃から徐々に最悪期を脱しつつ、水面に向かって少しずつ浮上し始めたが、助成金に頼らない運営を行えるほどの財政基盤の回復には至らず、自力で収支の均衡を図る運営には厳しい状況が続いた。
10. 平成 18 年から始まった「制度改革対応プロジェクト」は、前記事情で見直しが図られた結果、平成 20 年度をもって打ち切ることになったが、それまで平成 10 年から平成 20 年度まで続いた助成金や特別会費（名目はともかく助成財団センターを支えるための支援資金）等の収入は完全にストップすることになった。
11. その後平成 21 年度からは助成金収入をあてにしない、「財政自立化に向けた取組」をスタートさせることとなった。
その収入減をカバーする対策としては、支出を抑えるしかなく事業費や管理費の圧縮に努めることになったが、その中では人件費についても職員の了解のもと期限付きで一定の減額をするなど血のでものような努力が重ねられた。その結果、課題は残るものの平成 21 年度、22 年度、23 年度は何とか単年度収支が均衡することになった。
12. 再建への取り組みの最中の平成 20(2008)年 12 月には、公益法人制度改革がスタートし新制度への移行手続きが開始された。当センターは再建への取り組みを続けつつ、平成 21(2009)年 7 月に移行申請を行い、同年 9 月 1 日付で新たな公益財団法人として認定を取得した。
この移行審査の過程でも、単年度収支の赤字が続いている状況から、経理的基礎（安定的財政基盤）に関して説明を求められたが、一定の資産を保有していることからこれをクリアしてきた経緯がある。
移行の際、定款記載の事業(定款第 4 条)の 1 番目に「助成財団等の支援及び能力開発事業」を規定し、2 番目に「助成財団等に関する情報・資料・データ等の収集・整備及び提供・閲覧事業」を規定し事業の 2 本柱を明確にした。
13. 移行後の収支状況は、再び厳しい状況を迎えており、平成 24 年度以降はそれぞれの年度の特殊事情により当期経常増減額はマイナス基調が続き、26 年度には基金 18,500 千円を取崩し流動資産化して対応している。
24 年度当期経常増減額 ▲2,000 千円(ウェブサイトのリニューアルへの投資と出版物の外部委託の関係から赤字予算を組んだ)
25 年度当期経常増減額 ▲1,100 千円(実施する特別事業〔主として、移行後の助成財団の実情調査〕の費用増)
26 年度当期経常増減額 ▲5,400 千円(運用収益の減、書籍販売収益の大幅減収)
27 年度当期経常増減額 ▲4,300 千円(会費・事業収益▲2,200 千円、費用増+1,700)
14. 収支の均衡に向けては、経常費用の削減が限界に達していることから、会費収益と事業収益を中心とする経常収益拡大へ全力を尽くすことが急務となってくる。
平成 27 年度の正味財産残高では、経常外収益の基本財産評価益が好調であったことから 230 万円ほどの対前年比増加となった。

15. 平成 23 年度から「中期計画検討会」をスタートさせ、2 年間の検討結果の報告を受けて、25 年度からは前記 2 事業に加え 3 番目の重点柱として「助成財団等の活動に関する普及啓発事業(広報事業等)」を掲げ、助成財団等の「等」(一般法人、社会福祉法人、NPO 法人、企業、行政等)も視野に入れて新定款の理念に基づき、主力 3 事業を中心とする各種事業の遂行に全力を投入している。

その事業の実施にあたっては「助成財団界(セクター)等」全体を視野に置いた取組を心掛け、日常業務遂行の基本スタンスは限りなく「実務に近いポジション(実務に即して)」で、助成希望者や助成財団、その他の多くの関係者の要望に応じていくことを基本姿勢と位置付けている。

特に、これまで行き届かなかった各地域の助成実務者や助成中間支援団体等に対する研修にも注力しつつ、研修体系や部会活動等の見直し、充実を図っていく必要がある。

一方、実務を通して助成財団の声を集約し、必要に応じた法律や税制、制度に対する改正要望や提言活動にも引き続き取り組んできているが、継続した取組が欠かせない。

助成団体に関する海外の情報収集、可能な範囲での海外関係団体との接触も視野に入れてはいるが、その対応については他組織との連携等も含め今後の課題となっている。

16. また、20 年以上続く低金利や制度改革への対応等で、やや停滞している助成財団界の全体的活性化への取組も欠かせない。社会的に信頼される適正な財団運営、社会的に評価される助成の成果、新たな社会ニーズへの積極的対応等が今こそ求められている。そのためにはそれぞれの助成財団の経理的基礎の強化が必須である。

合わせて、目まぐるしく変化していく社会ニーズをとらえた助成事業を積極展開するために、助成財団間の情報交換や相互研鑽はこれまで以上に必要となってきた現状から、当センターの相談事業と研修事業は極めて重要となっている。相談の場、研修の場を開放し、その機会を戦略的に提供していく取組に注力している。

17. 上記の経緯や状況を踏まえ、平成 28 年 2 月に開催した設立 30 周年記念「助成財団の集い」では、助成財団の新たな事業へのチャレンジにスポットを当て紹介し、今後の助成財団が目指すべき運営スタンスや事業展開についての意見交換を行った。

一方、当センターは中期的視野に立って事業及び組織・財政の基盤安定化を目指す中、助成財団(非営利法人)の支援センターとして、これまでのように独立組織として事業を継続すべきか否かについても真剣に考える時期を迎えており、平成 28(2016)年度の重要な課題となってきた。

以上、30 周年を迎えた平成 27(2015)年度にあたりその歴史を振り返ってみたが、その中で的一步先を見つめた平成 27(2015)年度の事業取組について以下の通り報告する。

平成27年度の重点施策への取組報告

1. 中間支援センター機能の強化（最重点事業）

〔1〕助成財団等の「組織運営支援」

- (1) 7年以上にわたって実施してきた公益認定・移行申請に関する支援業務で得られた情報や資料等を整理した上で今後も必要なものはWeb上を通して継続的に提供してきた。
- (2) 移行後の新法律に基づく財団運営に関する相談事業は、支援センターの重点業務として個別支援を中心に継続的に取り組んできているほか、メール、電話等による相談にも丁寧な対応を心掛けている。相談内容は、役員会等の運営・定款変更・規程の制定・変更認定・数値3要件への対応・20年会計基準等多岐にわたる。
- (3) また、研修会、セミナー等の機会をとらえて適宜財団運営に関する情報提供を行ってきた。
- (4) 立入検査への対応については実施済み助成財団から報告書の提出を依頼しこれから受検する財団に対して受検のポイント等の情報提供を実施してきた。
- (5) 支援センターとしての機能を充実させるために、公益認定等委員会に提出された定期提出書類に対する指導や立入検査等の指導内容に関する情報の集約に努め、その取組の中で制度の改正、制度や規定の運用・解釈の明確化等を含めて公益認定等委員会との意見交換や提言活動にも取り組んできた。

〔2〕助成財団等の『助成事業支援（プログラム支援）』

- (1) 社会ニーズに対応した価値ある助成事業の開発あるいは改定に向けての取組を支援するために、助成事業に関する相談業務の広報に努め取組を強化してきた。
- (2) 新たな事業、特徴あるプログラム等の取組に関する情報の収集に努め、それらを共有するための「助成財団の集い」をはじめ研修等の場を提供し、併せて個別相談・個別支援を行ってきた。
- (3) 合併を検討している財団については、新たにつくられる助成財団の助成プログラムの刷新について積極的に相談に応じてきている。

〔3〕本来業務研修支援と地域支援の強化

- (1) 当センターの求心力を高める事業の柱として研修事業を最重要事業に位置付け、研修体系を①集合型研修と②双方向型小人数研修の2系列に整理し開催した。特に、本来事業である助成事業の質的向上、実務担当者のスキルアップ等の研修を強化した。

－集合型研修： 新任職員研修（一般職編と管理職編）、
マイナンバー研修（東京・大阪）、
助成財団の会計実務研修（初級編）、
助成財団の決算・定期提出書類作成の実務

－双方向型小人数研修：

定例研修懇談会 基礎編（毎週1回・月4回で1クール）
中堅クラス向け実務研修を「ステップアップ編」を新たに開催

研究推進・支援担当者研修(URA 研修)

- (2) これらの助成事業に関する研修のわが国初となるテキストとして「助成事業運営の手引き」はじめ4編を作成、使用しており、その充実にも努めている。
- (3) 特定個人情報(マイナンバー)の導入に伴う助成財団としての対応に関する「マイナンバー研修」は東京と大阪で開催。より正確な内容を提供するため講師を内閣府・特定個人情報保護委員会より派遣してもらった。L S F 懇談会のマイナンバー研修にも特定個人情報保護委員会から講師を派遣してもらっている。
- (4) 研究推進・支援担当者研修(University Research Administrator 研修)の定着化を図った。文部科学省の動向を踏まえ新たなRA研修会を定期開催することとし、RA協議会第1回年次大会へも参加しセミナーを開催した。当面、毎年の年次大会に参加する方針である。
- (5) 地域における助成実務者セミナーとして27年度は、「助成実務担当者セミナー」を新潟県、鳥取県及び福島県の3か所で開催。開催にあたっては各地区の市民活動(NPO)支援センター等と連携し開催する方法を定着させてきた。この27年度の地域研修の開催はトヨタ財団からの助成金を活用している。

〔4〕 設立30周年記念「助成財団の集い」の開催

助成財団センター設立30周年記念の冠を掲げた「助成財団の集い」は、近年の助成財団を取り巻く環境の変化を考慮し、「助成財団の新たなチャレンジ!! 激変する環境への対応とその動向」と題し、お茶ノ水ソラシティホールを会場として開催。第1部では山岡理事長より設立時からの30年を振り返って、「助成財団の30年とこれから」と題した講演、第2部では取り巻く環境が激変する中で社会のニーズに的確に答えていくためにチャレンジしている4つの財団から具体的取組事例の報告を行い、その内容について参加者と熱心な質疑を行った。

チャレンジする4財団の事例報告は、アンケート結果によると約150名の参加者の92%が(大変)参考になったと回答し所期の目的は達成できたと判断している。

なお、30周年ということもあり、雨宮孝子さん(公益認定等委員会委員長代理/センター設立時の第1号職員)はじめセンター設立当時の尽力者を招待した。

また、韓国における非営利組織の支援センター設立を検討している「非営利組織学会」を招待し5名が出席。30周年に対する記念品を持参いただき交流会にも参加した。

2. 情報センター機能の強化

- (1) トヨタ財団からの助成事業として平成 25 年度 8 月に着手した「移行助成財団の実態把握・調査分析」は膨大な作業を伴ったものの 26 年 12 月で一応の作業を終えた。その結果、移行法人の中から助成事業に携わる約 3,000 法人を抽出し、27 年度はその精査を行った。
- (2) それ以外の当センター保有の約 600 法人(社福、NPO 法人、公益法人等)のデータと合算すると、当センターが把握している助成団体の基礎データの母数は約 3,600 法人となった。
- (3) 3,600 法人のうち、事業内容等の詳細データを把握できている法人数は約 1,900 法人であり、27 年度はそのデータに基づき各種分析に取り組み、ウェブサイトおよび出版物(助成団体要覧・助成金応募ガイド)を通して広くユーザーに提供した。
- (4) 当センター設立以来の調査で収集した上記 1,900 法人のデータは、
 - －当センターの WEB 上で公開団体数 約 1,860 法人
 - －助成団体要覧 2016 掲載団体数 約 1,500 法人(2014 比+200 法人)と過去最高なった
- (5) わが国の公益法人に関する公的統計には「助成(型)財団」を区分したデータは存在しないため、助成(型)財団等に関するデータは当センターが毎年調査して収集しているデータが唯一の貴重なものとなっている。

その状況から、助成団体数の母数である約 3,600 法人のうち詳細データが把握できていない残りの 1,700 法人の詳細データを更に把握していく必要がある。時間のかかる取り組みであるが継続していく。

3. 広報センター機能の強化

〔1〕 助成財団セクターとしての広報活動

- (1) 助成財団界(セクター)としての社会に対する情報発信については、当センターの求心力ある事業の一つとして取り組む必要があり、改めて情報発信の在り方や広報活動について見直すため、企画委員会を中心に検討することとしたが、進展がなく 28 年度以降の課題となった。
- (2) 上記(1)を具体化する取組として、助成財団の担っている役割やその成果等を社会に向けてどのような方法・手段で発信していくかを検討する必要がある。

これからの時代における助成財団の在り方(先見性と独自性)や今後の展望を共に考え、助成財団及びその活動内容を社会一般に理解してもらう活動を通して、

 - ① 助成財団自身のブラッシュ・アップとキャパシティ・ビルディング促進を図る
 - ② 「助成財団」の社会的な存在意義及び活動内容・成果等の社会での理解促進を図る、ことが期待される。

具体的には、一般の方々が気軽に参加できるように「助成財団フォーラム」に名称・内容ともに変更することや、市民を広く対象とした「助成財団市民公開フォーラム(仮称)」等の実施可能性を検討していく必要があり、28 年度以降の課題となった。
- (3) 非営利組織全体として広報的意味合いを持って取り組む必要がある。例えば「公益フェスティバル(仮称)」の開催への参加や「寄付月間の制定」(2015.12 実施)等の動向を積極的にフォローしてきた。

〔2〕広報に関する当センターの課題への取組

(1) デザイン・構成及び操作性が時代れになってしまったウェブサイトについては、当センターのウェブサイトの充実に向け抜本的なリニューアルに着手してきたが、予定が大幅に遅れ 26 年 10 月に基本的なリニューアルを終え、2 大ユーザーである、①助成金を求めるユーザーと②助成を行うユーザーがアクセスしやすい設計とした。27 年度は掲載内容の質の充実と情報発信量の拡大に取り組んできた。

(2) 当センターの広報手段は、ウェブサイトの他、機関紙「JFCVIEWS」、メールマガジン、FAX、DM 等であるが、広報手段のメインをメールマガジンとする広報戦略の再構築について検討を開始した。

具体的には、現在約 400 程度のメルマガ配信先を約 2,200 程度(JFCVIEWS の送付先+α)へ拡大することを目標とし、配信先拡大の整備及び新規配信先の追加管理等への取り組みを計画したが、具体策の実施は 28 年度へ持ち越しとなった。

(3) また時間と費用の掛かることではあるが、各地区へ出向いての研修やセミナーの開催については、可能な限り現地の協力も得て地元の新聞社等と接触する取組は福島で実現した。

(4) 助成事業に関連する外部の団体との接触を積極化し、助成財団等の取組について理解を求めていくと同時に、外部から見た助成財団に対する意識把握に努める取組はほとんど出来ず今後の課題となった。

(5) 中期計画報告書や「助成財団の集い」における提言にもある通り、海外関係団体との情報交換や交流を図る必要はあるが進捗していない。

とりあえず 25 年度に当センターの事業内容とわが国の助成財団の概要の英語版を全面リニューアルしウェブサイトに掲載し国外等への情報を発信したが、その後のフォローが課題となっている。

また、東アジア地区や米国の助成財団や関連セクター等との情報交換、交流の機会を持つことについては、トヨタ財団や公益法人協会等との協力により第一歩が平成 27 年にスタートした。

—平成 27 年 10 月 第 6 回東アジア市民社会フォーラムへの参加(中国・無錫での開催)

—平成 27 年 11 月 韓国非営利学会等訪日団との意見交換会(中間支援組織について)

—平成 28 年 1 月 アジア非営利セクター国際会議(トヨタ財団主催)への参加

—平成 28 年 1 月 米 Foundation Center 副理事長 Jeff Falkenstein 氏との意見交換

4. 財政基盤及び組織基盤の安定化に向けた取組

〔1〕 財政基盤の強化

過去 10 年以上にわたり続いた助成金等を頼りにした運営体質からの脱却を目指し、平成 21 年度を初年度とする「財政基盤の自立化に向けた取組」をスタートさせた。しかしながら諸般の事情から平成 24 年度以降はそれぞれの年の特殊事情が相次ぎ単年度赤字が続き、平成 19 年に積んだ 18,500 千円の制度改革対応基金が役目を終えたことから、平成 26 年度にこの基金を取崩し流動資産として活用してきている。その中で 27 年度の収支は約▲4,300 千円となった（ただし正味財産残高は基本財産評価益のプラスにより対前年+2,300 千円）。

収支の均衡に向けては、経常費用の削減が限界に達していることから、一部事業の見直しを含め事業収益を中心とする経常収益拡大への取組が欠かせない状況にある。

- (1) 会費収益の拡大に向けては、新規会員獲得と口数増加運動とに取り組んだ結果、5 年ぶりに新規会員数が退会会員数を上回り、前年よりわずかばかりだが会費収益が増えた。

入会した新規会員は、研修への参加団体、相談に来た団体、ホームページを見た団体がほとんどとなっているので、今後もその点に重点を置いた獲得策でフォローする。

（現在の推定会員化率は、内閣府所管の助成財団 1,300 法人のうち会員は 250 法人であり、会員化率は約 20%程度と推定され、特に首都圏は約 40%を超えている）

- (2) 出版物販売の収益は、低下傾向の底をついたと判断されるが、収益を伸ばしていく力は弱い。引き続き委託販売先と連携して販売増への対策を打っていく必要がある。必要に応じて販売委託先の見直しも検討する。
- (3) 研修会参加費を見直し引き上げを実施した。地方での研修会開催は必要であるが収支面からは厳しい状況にあるので今後の見極めが必要となった。

〔2〕 組織基盤の安定化

- (1) 組織基盤の強化については、現在トヨタ財団から 1 名の出向をお願いし、研修業務を中心に多大な業務をこなしてもらっている。ただ増大し続けるデータの処理、発信にもう 1 名の増員が必要となっているが、財政面からは難しい状況にあり実現できなかった。次年度はパートでの対応の可能性等について検討することにした。

- (2) 現状の財政状況、人員状況では、すでにセンター業務の限界を超えているところもあるが、将来に向けて当センターの業務拡大について色々な提言がある。

例えば海外対応等を含めた事業の拡大、セクターに関する広報機能の強化等が期待されているが、現状のままの組織ではその対応は困難と言わざるを得ない。

- (3) 将来に向けて充実した機能を備えた組織としての拡大を目指すとするれば、現在の単独または独立の組織として強化するのか、単独にこだわることなく他組織との連携等を視野に入れるなどあらゆる可能性を検討しておく必要がある。

この課題は 27 年度には着手できず、28 年度の課題となっている。

5. 中期計画報告の確認及び取組

(1) わが国の目指す社会としての「共に助け合う社会」においては、民間による公益活動の活性化が重要性であり、その活動を支える資金源の一つとしての個人寄付金や助成財団等による民間資金拡大への期待はますます大きくなっている。

その中で、わが国における寄付社会の醸成は欠くことのできない取組であり、寄附優遇税制(税額控除制度等)の導入や寄付の受け皿としての公益法人や認定NPO法人の制度改革もその一環として位置づけられる。

(2) 上記環境の変化やますます厳しくなる経済環境下にあつて、期待される助成財団は新制度の施行を踏まえ、どう舵を切るのか、またそれを見据えて当センター機能をどう充実させていくのかを模索する目的で中期計画検討会から報告書が提出された。

(3) 報告書では、当センターの基本スタンスとして、

- 1) 「助成財団に軸足を置きつつ、助成事業に取り組む組織のすべてを視野に入れ、助成活動を幅広く掌握し、「限りなく実務的なスタンスで事業」に取り組む。
- 2) 「助成財団界(セクター)」を常に意識した取り組みを実践する。
- 3) センターの主要な機能は、

①支援センター機能、②情報センター機能、③広報センター機能を三本柱とし、特に新たに取り組む③の広報センター機能の発揮に注力し「助成財団界の活動等を社会へ発信し情宣していく」ことが出来ればセンターの求心力にもつながる重要な取組であるとの提言を受けている。

個々の助成財団としては取り組みが難しい広報活動をセンターの事業として行うことが重要であるとの提言である。

⇒しかしながら 1)、2)の助成財団界(セクター)としての広報活動はほとんど手がついていない。

また、最も求心力ある重要な事業として、①の支援センター事業では「キャパシティ・ビルディング事業の充実」が提言されている。その中心となる「相談事業」と「研修事業」は、当センターが今後も求心力のある組織として存続していくための最重点事業と位置付けている。

平成27年度は、その提言に沿って「相談事業」と「研修事業」を最重点事業としてその充実に取り組んだ。その結果は新規会員の入会増に表れている。

(4) 中期計画への取組に際して必要となるシステム基盤の整備は、②情報センター事業の観点からも緊急性を要することから23年時から順次取り組んできた。26年度はウェブサイトのリニューアルを終えたが、27年度は引き続き細部の作りこみを継続し情報発信の質・量を高めてきた。

(5) 更にこれまでに提言された以下の①～⑥課題は、既に中期計画報告書で提言されている課題も含まれるが、その重要なキーワードは多様な関係者との密接なコミュニケーションによる協働、言い換えれば「マルチステークホルダー・エンゲージメント」と考えている。

助成事業の実務面における実現可能性や具体的な対応策については企画委員会を中心に検討を継続して行くことにしているが③④の課題については進捗していないため、次年度以降の課題となる。

- ①戦略的グラントメイキング(助成事業)への取組推進
- ②他の助成財団や他のセクター(企業や政府等)との連携強化の推進
- ③助成財団界(セクター)としての積極的な広報活動の展開
(情報公開等から一步進んだ「見える化を実現する広報」への取組)
- ④海外の助成財団センター等の関連団体との交流強化の推進
- ⑤助成財団センターの強化・拡大
- ⑥グラント・メーカー(助成財団)地域ネットワークの構築

以上

1. 事業部門（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

〔1〕助成財団等の支援および能力開発事業

（公1：相談、研修、部会等の各種事業により助成財団等の支援及び能力開発を行う事業）

（1）相談事業

1) 助成希望者からの相談：

助成希望者からの応募先の紹介依頼、応募に当たっての実務相談は当センターの支援センター機能事業として、面談をはじめ電話・FAX・メール等により積極的に対応してきている。

当センター職員が出張した際には、助成財団センターの存在を周知する観点から、まずは気軽に電話をして下さいと「相談事業」を徹底してPRしている。

また、外部団体の実施する助成相談会や助成金セミナー等への講師派遣依頼に対しては積極的に対応し、助成財団の活動や当センターの活動、助成金の社会的意義その貢献度をPRしつつ、個別相談の時間を取ってその場での相談を極力受けている。

2) 財団新設相談：

面談日は原則毎週木曜日。面談は上場企業を含め5件の相談を受けた。上場企業の他に富裕層の資産対策として、助成財団の設立に関して証券会社や金融機関、公認会計士等からの相談も受けているが、相談の質はやや低い案件が多い。（相談員：山崎幸信参与）

3) 新制度下における助成財団の運営に関する個別相談、メール・電話相談：

役員会の開催、役員等の改選、定款・規程類の改正、資産運用、会計処理、決算処理・定期報告書類の作成、公益認定数値3要件への対応、立入検査への準備・検査時の指摘事項への対応等の新制度下における財団運営に関する相談は日ごろから数多く受け付けている。当センターのメイン支援業務として、集合研修では対応できない個々の助成財団の課題について、来訪相談、電話・メール相談に役職員全員で対応して、新制度の定着、適正運営に努めてきている。

また、財団運営に関して役立つ、機関に関する法令を抜き出し解説を加えた冊子「助成財団の機関」等を作成・配布、財団運営に必要な書類のひな型等を提供し積極的に対応している。

「立入検査」については、事前準備の相談のほか当センターの立入検査事例をはじめ、受検された会員財団の個別の検査情報を収集し、内閣府作成の資料と併せて参考資料として提供してきている。

4) 助成財団の事業プログラム相談・一般相談：

制度以外の助成財団特有の助成事業等に対する相談を併せ重点的に行なってきた。既存プログラムの見直しや新たなプログラムの構築に関する相談も増加傾向にあり、加えて合併相談も数件あり、依頼があれば先方の委員会にも参画し、時代のニーズや他財団動向を踏まえ積極的に対応している。

相談に来てもらえる方々は当センターにとっての大切な顧客、見込客であることから、その対応や会員化に向けたフォローには十分な配慮を心掛けてきている。

これらの相談事業は、最たる公益事業として会員・非会員問わず全て無償で実施しているが、収支面を考慮した場合に相談事業の有償化に向けた今後の在り方は検討を要する。

(2) 研修・セミナー事業（研修会・部会等の開催は下表を参照）

- 1) ここ数年は、制度改革関連の研修懇談会やセミナーが中心となってきたが、24年度から本来の助成事業中心の研修内容に大きくシフトし、使用するテキスト等を含めその内容の充実に取り組んできている。

27年度はその流れを受け、①助成事業のレベルアップをテーマとした初任者重点の実務者研修懇談会の開催、②地域での研修事業の強化に重点を置いた研修に取り組んだ。②の地域開催は新潟・鳥取・福島で実施が大きな反響を呼んだ。

この研修は、助成事業に携わる実務者レベルの質的向上、事業への参画意識の向上を図り、また当センターの活動範囲の拡大を通じて会員増強にもつなげる中期計画の柱として取り組んできている。

- 2) 事業収入の約26%を占める研修関連事業は、27年度の延べ参加は650名を超えているが、制度改革後の当センターの求心力ある最大の事業として更なる取組の強化を図っていく。

- 3) 関西地区では平成21年に初めて大阪での研修会を実施して以来、27年度も引き続き研修懇談会、会計・決算等に関する研修を実施してきている。

東京圏、大阪圏以外の地区についてはそもそも助成財団数が少ないが、助成実務者に対する研修はまったくと言ってよいほど実績が無く、その必要性は極めて高い状況にある。実施に当たっては研修を共催してくれる受け手の存在、費用対効果等を十分考慮して取り組む必要がある。27年度も引き続き実施した。

平成27年度に開催した研修は以下の通り。

平成27年度の研修事業一覧

研修の区分	研修の名称	実施内容
1) 助成財団の情報交換会 交流会等	○助成財団の集い	<p>設立30周年記念「助成財団の集い」</p> <p>－テーマ「助成財団の新たなチャレンジ!! 激変する環境への対応とその動向」</p> <p>－日時 2月10日(水) 13時～16時45分 懇談会 17時～18時半頃</p> <p>－会場 お茶ノ水ソラシティホール</p> <p>－参加者数 約150名</p> <p>－内容</p> <p>－第1部 基調講演 「助成財団の30年とこれから」 理事長 山岡義典氏</p> <p>－第2部 新たなチャレンジの活動事例報告 進行 片山正夫氏(セゾン文化財団常務理事) 報告者 蓑 康久氏(住友財団 常務理事) 今井渉氏(サントリー文化財団専務理事) 秋山孝二氏(秋山記念生命科学 振興財団 理事長) 深尾昌峰氏(京都地域創造基金 理事長)</p>

		<p>－情報提供 ー会計研究会報告書の改正資料 (PPT版)</p> <p>ー28年度税制改正 ー最近の立入検査から (事業内容変更の申請等)</p> <p>*交流懇談会 交流会には、センター設立当時の関係者5名、韓国非営利学会関係者5名を招待。 アンケート結果では、参考になったとの回答が第1部72%、第2部92%となり、所期の目的は達したものと判断している。</p>
<p>2) 研修会 (多人数集合型、 講義中心の研修)</p>	<p>○「初任者研修」 (一般職員編)</p> <p>○「初任者研修」 (管理職編)</p> <p>○マイナンバー研修(助成財団向け)</p> <p>会計研修(首都圏) ○「公益法人会計の基礎」</p> <p>○「決算と定期提出書類の作成」</p>	<p>－5月22日 初任者研修(一般職員編 5名) －5月27日 初任者研修(一般職員編 12名) 午前:「助成財団の概況と社会的役割」 田中専務理事、センター・SCAT 会議室 午後:トヨタ財団訪問:トヨタ財団の概要、総務・経理(成田課長) 実務レクチャー及び質疑 損保ジャパン日本興亜福祉財団訪問、損保財団の概要(岡林専務理事)、助成実務レクチャー及び質疑 17時半～情報交換会</p> <p>－7月10日 初任者研修(管理職編) 21名 (新宿三丁目貸会議室5F) 午前:「助成財団の概要・新制度の財団運営」 田中専務理事、渡辺プログラム・ディレクター 午後:助成財団の管理運営について(事例報告) 講師:神山和也シニアプログラム・オフィサー(日立財団) 藁 康久常務理事(住友財団) 片山正夫常務理事(セゾン文化財団) 17時半～情報交換会</p> <p>－7月1日東京 (講師:内閣府特定個人情報保護委員会)53名 －7月7日大阪 (講師:内閣府特定個人情報保護委員会)29名</p> <p>－10月28日「公益法人会計の基礎」 (講師:長岡公認会計士) 31名 テレコム研究支援センター会議室</p> <p>－2月25日「決算・定期報告書類作成の実務」 (講師:長岡公認会計士) 16名</p>

	<p>関西地区(大阪)</p> <p>○「決算と定期提出書類の作成」</p>	<p>－2月23日「決算・定期報告書類作成の実務」 (講師：長岡公認会計士) 毎日インテゾ 11名</p>
	<p>○研究推進・支援担当者研修 (最近設置された大学の研究推進・支援部門に配属された方々を対象とした新しい研修体系)</p>	<p>－10月2日「民間助成金獲得に向けた留意点」 旭硝子財団 安達専務理事・増井部長 10名</p> <p>－9月1日 RA協議会第1回年次大会 (信州大学) セミナー「民間助成金獲得に向けた留意点」 (リサーチ・アドミニストレーター研修) 50名</p> <p>－4月24日 香川大学「民間助成金獲得に向けた留意点」 住友財団(菱常務理事)と合同 50名</p> <p>－1月14日立教大学 「民間助成金獲得に向けた留意点」 25名</p> <p>－3月10日「民間助成金獲得に向けた留意点」 三菱財団(茂木常務理事)合同 13名 会場：SCAT(テレコムセンター会議室) 終了後交流会を開催</p>
	<p>○助成実務研修懇談会(首都圏地区)</p> <p>〔内容〕 ＝基礎編4テーマ＝ －助成財団とは －助成事業の運営 －助成事業の組立て －フォローアップ</p> <p>○助成実務研修懇談会(地域開催) (地域の実務者研修はトヨタ財団の助成を受けて開催)</p> <p>○関西財団の集い</p>	<p>首都圏地区 会場：センター会議室 講師：渡辺プログラム・ディレクター テーマ：左記基本編4テーマを4週間で1サイクル 開催日：毎週水曜日午前中2時間 研修形式：当センターで独自作成の「助成実務に関するテキスト」を使用 前半：レクチャー 後半：意見交換会 1回の参加者は12名以内とし、1名でも開催する。 延べ参加者数 134名</p> <p>新潟県(新潟NPO協会) 17名 鳥取県・島根県(とっとり県民活動活性化センター/ふるさと島根定住財団) 23名 福島県(福島市市民活動サポートセンター) 19名 ()内は現地の開催提携先団体名</p> <p>－7月27日 関西財団の集い 49名 講演「助成財団を巡る最近の情報提供」</p>

(3) 部会事業・同業種財団懇談会等

新制度移行を視野に入れた制度改革プロジェクトの一環として、同一の分野で活動する助成財団や助成財団の実務担当者が課題を共有し、新制度のもとでの助成プログラムの充実や助成財団としての活動の質的向上を目指す小グループ研究活動として、教育部会、福祉部会、環境部会、国内奨学部会及び助成実務者交流部会(実交会)を設置してきた。

運営に当たっては、部会長・副部会長を中心に部会員による自主運営を原則として活動してきたが、25年度以降は部会長やメンバーの人事異動等により部会ニーズの再把握のため定例の活動を休止している。

今後の部会定例開催は他の研修プログラム再構築の中で見直しを図り、必要に応じて開催する方向で検討する。

- 1)教育部会
- 2)福祉助成部会
- 3)国内奨学部会⇒28年度に再開を準備中
- 4)環境部会
- 5)助成実務担当者交流部会(略称:実交会)

部会活動に準ずる、下記の同業種財団による懇談会や情報交換会には積極的に参加し、情報提供を行ってきている。

同業種財団懇談会への参加

- － 7月02日 58回 LSF(生命科学)懇談会 研修会講師
- － 1月28日 59回 LSF(生命科学)懇談会 研修会講師
- － 3月25日 第3回自動車メーカー系財団情報交換会(持回幹事 スズキ財団)

(4) 助成に関する調整事業

複数の助成財団が、特定の同一テーマについて共同して実施する助成を調整する事業については、助成財団の新たな助成のあり方として大きな社会課題等に対処することが可能となることから継続事業を含め下記の調整事業を行った。

－日本障害フォーラム(JDF)に対する4財団助成について

2月15日に平成27年度活動報告・28年度助成に関する意見交換会、自主事業を前提として助成実施。

JDF+4財団(キリン福祉・損保ジャパン日本興亜福祉・住友・ヤマト福祉)+助成財団センター
平成25年12月に日本政府は国連障害者権利条約の批准を国会決議し、26年1月に国連による正式な批准承認がなされ、平成16年から10年間にわたって取り組んできた共同助成が大きな成果を生み終了した。

その後、国内における権利条約の定着や法制度の整備等の取組、JDF設立10周年記念大会(26/12)が開催された。

26年度はトヨタ財団、住友財団、キリン福祉財団、損保ジャパン記念財団が助成、27年度はキリン福祉財団・損保ジャパン日本興亜福祉財団・(住友財団)の2財団が助成。(住友財団の助成実行は28年度に、三菱財団はウェブ参加)

－NPO法人会計基準協議会

8助成団体の協調助成を実施し、NPO法人会計基準の民間ベースでの策定を

支援した。平成 22(2010)年 7 月に会計基準が策定され N P O 法の改正でその導入が決定した。その後の会計基準の見直しが始まったが「NPO 会計基準委員会」に参画し、平成 27 年度も引き続きその動向をフォローしてきている。

－ N P O 法の立法過程記録の編纂及び国立公文書館への寄贈

題記の貴重かつ膨大な資料を集約・整理し、国立公文書館に収められる資料に整えるための活動について、当センターが窓口となりトヨタ・笹川平和・三菱・庭野平和の各財団による協調助成を実現した。

本件に関する公開記念シンポジウムが平成 28 年 3 月 2 日に開催された。

(報告者：堂本暁子氏・辻元清美氏・山岡義典氏・松原明氏)

(5) 関連団体とのネットワークの構築・連携事業

非営利組織や助成財団を取り巻く各種の関連団体との連携や行事への参加を通して、助成財団の活動、社会的貢献についての理解促進を図ってきた。

－ 公益認定等委員会

委員会委員との意見交換は必要に応じて実施。特に収支相償に関し、平成 22 年に当センターに提示された「〇〇基金の取扱いについて」の文書に関して、公益認定等委員会内部では事実関係の確認を行いつつその扱いについて協議を行ない、会計研究会に対し意見書提出、意見交換の場を設けて取り組んできた。

その結果、公益認定等委員会から次長以下担当者が当センターに来訪され、これまで一切認めない姿勢を示していた剰余金による公益目的保有財産を金融資産で保有し特定資産として内部に留保することを認めることについて説明があり、その見解を FAQ で示すことになった。但し事業拡大目的やその事業が機関決定していること等の条件が付けられることとなり、実務上の課題は残った。その条件撤廃や指定正味財産の定義等まだまだ今後の課題は残っている。

－ 公益法人協会 理事会、コンプライアンス委員会・会計委員会・経営懇談会等

－ 全国社会福祉協議会「広がれボランティアの輪連絡会」の監事として各種行事、会議に参加。第 23 回全国ボランティアフェスティバル福島への協力(11/21～22)

－ 日本 N P O センター評議員会への参加、市民セクター全国会議協力

－ (社福)中央共同募金会への協力(赤い羽根チャリティ体引選考委員長)

－ 市民社会創造ファンド運営委員会(平成 27 年 12 月まで)

－ シーズ、セミナー参加、講師派遣等

－ 日本ファンドレイジング協会 理事会、寄付白書研究会への参加、

・ ファンドレイジング日本 2016 への参加(3/12・13 芝浦工大)

・ 寄付月間制定に寄付月間推進委員として参加(毎年 12 月を寄付月間と制定)

(8/31 寄付月間キックオフイベント、12/7 寄付月間記念シンポ)

－ 市民ファンド連絡会、全国コミュニティ財団協会との連携

－ 非営利組織の認証・評価制度に関する準備委員会に参加

2/12「非営利組織評価センター」設立総会が開かれ 4 月 1 日の設立を決定した。

(代表理事に太田達男氏・財団関係の評議員としてトヨタ財団伊藤常務・助成財団センター田中が就任)

その他の各助成財団の贈呈式、講演会、関係団体の各種行事等には積極参加した。

(6) ホームページサービス事業 他

会員財団の情報公開の便を図るために、センターでは「ホームページバック」(ホームページの開設)及び「パワーアップサービス」(既存のホームページに当センターが有するその財団の採択課題データを連携させる)を開発し普及を図ってきている。既導入先のメンテナンスを中心に対応した。

近年は各財団ホームページのリニューアル等で自前化が進み、当センターのサービスを停止するケースが3件あり、他財団の今後の動向も懸念される状況にある。

ホームページバックサービス9件及びパワーアップサービス9件の提供財団は下記の通り。

ホームページバックの提供先		パワーアップサービスの提供先	
1	みずほ教育福祉財団	1	旭硝子財団
2	ひろしま・祈りの石国際教育交流財団	2	日本板硝子材料工学助成会
3	服部報公会	3	とうきゅう環境財団
4	電子回路基板技術振興財団	4	セゾン文化財団
5	成和記念財団	5	小野医学研究財団
6	原田積善会	6	東電記念財団
7	三菱UFJ信託地域文化財団	7	内視鏡医学研究振興財団
8	岩谷直治記念財団	8	日本証券奨学財団 (バックサービスから移行)
9	清明会	9	ロッテ財団(新規)

〔2〕助成財団等に関する情報・資料・データ等の収集及び提供・閲覧事業
 (公2：助成財団等に関する情報・資料・データの収集、整備を行う事業)

－情報整備事業－

(1) 助成財団等の情報収集

当センターの最重要な財産である、助成財団データと助成事業及びその成果等に関するデータベースの充実に向け継続的に情報・データ収集を実施した。

制度改革後の助成事業を行う団体の全体像の把握するため、移行によるデータを丹念にフォローすることでその実像の把握に努めてきた。

例年どおり7月に調査表を全国発送(3,588団体 対前年+246団体)し、1,743団体のデータを回収(回収率48.6%、前年比+116団体)した結果、現在保有している助成団体のデータ総数は1,897法人(前年比+131団体)と過去最多となっている。

また、アンケート調査票によるデータ以外にも、各財団のホームページを活用し必要データ収集を実施してきている。

なお、制度改革の移行期間終了後の、新たな制度下における助成財団のデータについては、25年度からの特別事業としてその実態把握に取り組み26年度末までに一応の整理を行った。その結果、移行法人約20,000法人のうち助成事業に取り組む法人として約3,000法人を特定できた。27年度にその分析を行い結果は「新制度移行後の日本の助成財団に関する実態調査報告」にまとめて公表した。

データベース作成のためのアンケート回収状況

(助成団体要覧への掲載)

年度	発送数	回答数	回答率	掲載数	掲載率
12 (2000)	1,320	904	68.5%		
13 (2001)	1,355	934	68.9%	819	60.4%
14 (2002)	1,401	946	67.5%		
15 (2003)	1,507	1,021	67.8%	910	60.4%
16 (2004)	1,560	1,051	67.4%		
17 (2005)	1,667	1,047	62.8%	921	55.2%
18 (2006)	1,654	1,049	63.4%		
19 (2007)	2,656	1,238	46.6%	1,044	39.3%
20 (2008)	2,722	1,240	45.6%		
21 (2009)	2,698	1,290	47.8%	1,101	40.8%
22 (2010)	2,709	1,316	48.6%		
23 (2011)	2,889	1,321	45.7%	1,148	39.7%
24 (2012)	2,962	1,412	47.7%		
25 (2013)	2,966	1,470	50.0%	1,279	43.1%
26 (2014)	3,342	1,627	48.7%		
27 (2015)	3,588	1,743	48.6%	1,468	40.9%

(保有データ総数は1,897団体)

(2) 資料・情報提供 (出版物以外で外部に提供する各種情報)

本年度も引き続き国立情報学研究所、科学技術振興機構、日本芸術文化振興会、
に対して、有償の情報提供を行った。

本データは、助成財団にとって事業及び成果に関する情報開示の一手段ともなっ
ている観点から、より正確で迅速なデータの提供に努力する必要がある。

提供件数は、スタートした 17 年の 5,200 件/年から 7,000 件超/年に増加し、当セ
ンターの財政基盤強化に大きく貢献する(事業収益の 30%) 事業に成長してきている。

外部機関への情報提供

	H20	21	22	23	24	25	26	27
国立情報学研究所(成果概要件数)	1,222	1,616	1,462	1,194	1,187	1,031	1,062	1,180
国立情報学研究所(採択課題件数)	5,197	4,585	4,675	4,471	4,640	4,113	5,522	4,702
科学技術振興機構(助成事業件数)	825	846	778	746	802	834	867	892
日本芸術文化振興会(助成事業件数)	218	239	235	—	249	255	290	325

(公3 : 助成財団等に関する情報を出版物等により提供を行う事業)

—情報提供事業—

下記(1)～(2)の情報提供事業は、その内容を十分に検討し、ニーズに応え得る
情報提供事業としてその充実に取り組んだ。従来、当センターの事業収益の 35%
を占める事業であり財政基盤強化の観点からも重点的に取り組んできていた。平
成 26 年度は販売不振から事業収益に占める割合は 20%にまでに低下したが、平
成 27 年度は 34%まで回復し事業収益に大きく寄与した。

(1) 「助成団体要覧 2016 版」の発行・販売

「助成団体要覧」は、我が国で唯一の助成団体に関するディレクトリーとして
の位置付けと同時に当センターを象徴する出版物でもある。販売部数は低下傾向
にあるが、公益事業として認定されている当センターの出版事業に関する代表的
な出版物として 2016 年版も内容を充実させて継続発刊、販売に取り組んだ。

(参考:この種のディレクトリーはアメリカのファンデーションセンターでも発
行しており、1冊数千ページに及ぶデータ集として3冊、更に助成金額上位2万
団体の詳細データを書籍として2分冊にして社会に提供している。)

団体要覧 2016 は、収録団体を 189 団体増やし過去最高の 1,500 団体となった。
2016 年版の刷り部数については、委託先であるワールドプランニングとの打合せ
で 100 部減らし 1,000 部とし、内 700 冊の販売を見込んでいる。2 月発売から 3
月までの販売数は 445 冊であるが、さらに国公立・大学図書館や大学の研究推進
部門等への販売数拡大を目指していく。なお作成部数の中から約 260 冊は会員無
償配布している。

(2004 年版からの販売部数が激減したのは「助成金応募ガイド・研究者版」の
併売を開始した影響による)

助成団体要覧販売数推移

	2004 版	2006 版	2008 版	2010 版	2012 版	2014 版	2016 版
助成団体要覧販売部数	1,461	1,044	831	656	689	457	445
(作成部数)	3,000	1,500	1,500	1,100	1,100	1,100	1,000

(2) 助成金応募ガイドの出版

前年度に引き続き前記〔2〕のデータ・情報収集事業により収集したデータをベースに、「研究者のための助成金応募ガイド 2016年版」(900部作成)を2月18日に発刊、「NPO・市民活動のための助成金応募ガイド 2016年版」(900部作成)を3月25日に発刊し販売を開始した。なお、刷り部数は販売数の伸び悩みにより、前版から200部減としている。

これらの助成金応募ガイドについては、16年(2004)年の発売当初から当センターによる直販方式で販売してきたが、代金未払者が増加しその代金回収業務の負担増に対処し、平成22年度から入金確認後の現物送付への切り替えを実施、その後書籍送付に宅急便が利用できなくなる等の事情も発生しセンター内での事務負担が著しく増加した。

その対策として23年度の下半期からは東京官書普及株式会社を通じた委託販売に切り替え、24年度から本格的な委託販売を実施した。

これにより、購入希望者は近くの書店での取寄せ購入やアマゾン等のインターネットによる購入の道も開かれ利便性が高まることを期待したが、全国の書店販売はまったく成果が上がらず、下表のとおり逆に販売部数を落とす結果となった。

民間助成金に対する関心は高まりつつある中、対策として25年度から書店販売を中止し東京官書普及株式会社の直接販売に一本化した。これにより販売部数の増加を期待したが、その効果は得られず26年度、27年度と販売部数が低迷した。NPO版の販売部数は多少増えたがその水準は低い。研究者版低迷の要因としては、研究者版の大学へのセールス・プロモーションの不足が挙げられているが既納者への接触も弱い。発刊すれば売れた時代は終わり、今後は販売数増加へ向けたセールス・プロモーションの強化が欠かせず、東京官書普及株式会社との綿密な打合せを行っていく。

助成金応募ガイド販売数推移

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
研究者版	1,024	860	1,010	1,231	917	787	699	778	464	471
NPO版	708	776	914	951	688	690	755	747	473	533

〔3〕助成財団等に関する調査・研究及び提言事業

(公4：助成財団等に関する調査・研究及び提言を行う事業)

(1) 調査・研究事業

1) 研究助成に伴う大学の間接経費問題(オーバーヘッドの対処についてのフォロー)

この問題に関連した助成財団からの質問に対しては随時回答、最終的には個別財団の判断によるが民間の研究助成金には大学や研究機関のための間接経費は含まないことを原則とした基本的スタンスを明確に伝えてきている。

国立大学では、会計検査院の指導により助成金の個人管理は原則認めない方向にあり、個人で受領した場合は学内規程に基づき大学へ寄付するルールとなっている。その関係から大学としては助成財団に対して大学口座への直接送金を要請してくるケースがあり、それに伴う大学の間接経費(オーバーヘッド)の問題や所得税の寄附金控除の税務処理の問題等が発生してきている。

26年度は、東海・北陸地区監事協議会(12校中9校)からの申し出により、原則的には①間接経費は徴収しない、②財団に対して寄附申出書の提出を求めない、

③送金は電子送金(所定の帳票を使用しなくてよい)を認めるので、助成金を大学口座へ直接送金することに協力してほしい旨の正式文書を受領し、関係助成財団に連絡した。

その後、平成27年1月30日には上記9校の中の三重大大学の仲介で国立大学協会の木谷常務理事と意見交換を行ったが意見は平行線で、今後も継続的に協議することとした。

平成27年度は、「競争的研究費改革に関する検討会」(文部科学省)で一部の委員から出された、民間研究助成金からも間接経費の徴収を検討すべきとの意見動向に注意を払ってきたが、中間報告にはその直接的な表現は記されなかった。

しかしながら、助成財団側との意見は相変わらず平行線であり、間接経費を対象としない場合は、最低でも応募要項に「本研究助成金には大学等の間接経費は含みません。」との記載をしてもらうよう徹底していく。

2) 制度移行後の助成財団の実像の把握 (トヨタ財団助成事業)

移行申請期間の終了を受けて、これまでなかなか実像がつかめなかった移行法人の中の助成財団等の実態について調査に取り組んだ結果、助成を行っていると思われる約3,000法人を特定した。その行政庁別の内訳は内閣府関係が約1,300法人(44%)、都道府県関係が約1,700法人(56%)となっている。

事業別には、助成金を提供する法人が約70%、奨学金を提供する法人が約30%、表彰・顕彰事業を実施する法人は約18%となっている。(重複して事業を行っている関係で合計は100%を超えている) そのうち東京所在の財団は約1,077法人と全体の37%を占めている。(首都圏では41%)

引き続き、分析を進め助成団体の実像把握、データ把握に努め、日本の助成財団の概況を公表し、助成を必要としている方々に提供出来る情報の数、質の拡大に努めていく。

(2) 提言活動

[公益認定等委員会からの文書(平成21年4月)]

『収益事業等を行わない助成財団等において、収支相償の計算上発生する剰余金を理事会の決議により繰り入れた場合は、ガイドライン5. 認定法第5条第6号、第14条関係(4) 剰余金の扱いその他①に定められている「当期の公益目的保有財産の取得」に当たることになり、収支相償の基準は満たされることになる』との見解が示され、委員会からの依頼もあり当センターのホームページに掲載している。しかし、その後はその見解を否定する指導が行われているばかりか、当期の公益目的保有財産の取得において金融資産の取得は絶対に認められないと、どこにも規定されていない指導が堂々に行われている。本件に関して、これまでの前記見解が出されるまでの認定等委員会とのやり取り記録を示し、当センターの考え方を繰り返し主張し意見交換を行ってきた。その結果、会計研究会の最終報告では、金融資産の取得、特定資産としての内部留保について、一定の要件を満たせば認めることになり一歩前進したが、助成財団に欠くことのできない財政安定化のための資金の確保については否定的であり、更なる提言活動が必要であり取り組みを強化していく。

その他、現状では「指定正味財産」や「収支相償」「遊休財産」の考え方について

でも引き続きの提言が必要と判断している。

(3) 「日本の助成財団の現状」

情報・データの収集事業により収集したデータを分析し、助成財団に関する我が国唯一の分析資料として「日本の助成財団の現状」を作成し、助成団体要覧 2016 年版に掲載しホームページでも公開した。また、英文版の見直しも実施し掲載している。

新制度への移行が終了し、前記(1)1)に記載の調査の結果が判明してくる 28 年度からは、「日本の助成財団の現状」の分析項目等について、これまで蓄積してきている項目のデータ継続性に十分配慮しつつ見直す必要がある。

〔4〕助成財団等の活動に関する普及啓発事業

(公5：助成財団等の活動に関する啓発を行う事業)

(1) JFCVIEWS (広報誌) 発行 (3回/1年 12頁・2,200部発行)

NO. (発行月)	主 要 目 次
No. 83 (2015 年 5 月)	巻頭言「原点に返って」 蓑康久氏 (住友財団常務理事) [連載 2-3] 戦略的グラント・メイキングの手法と実践 ー戦略的グラント・メイキングを支える組織基盤 (小林立明氏) 評価される財団～庭野平和財団「南アジアプログラム」の 評価事業より～ (高谷忠嗣氏・仲野省吾氏) SR 時代の助成財団 (助成財団の集い報告)
No. 84 (2015 年 8 月)	巻頭言「岐路に立つ助成財団」 伊藤博士氏 (トヨタ財団常務理事) 相互扶助思想の遺産から民間助成財団を考える (五十嵐暁郎氏) 助成財団とコンプライアンス (濱口博史氏) 共同助成 教育雑誌「きょうこう特別号」 ー東日本大震災を体験した児童・生徒の声特集ー 資産総額上位 100、年間助成額上位 100 財団のランキング
No. 85 (2015 年 12 月)	巻頭言「助成財団センター設立 30 周年にあたって」 山岡義典 (助成財団センター 理事長) RA 協議会第 1 回年次大会を終えて「リサーチ・アドミニストレーターの役割と 助成財団への期待」 (鳥谷真佐子氏・佐々木隆太氏) 助成財団におけるマイナンバー制度ー実践上のポイントー (公認会計士 脇坂誠也氏) 第 6 回東アジア市民社会フォーラム 2015 の報告

(2) メールマガジンの発行

No. 142～145 の送信。

メルマガ登録先を 2000 件にする準備に関しては、作業が遅れて予定を果たせなかった。メルマガを当センターの情報発信の主力ツールと位置付ける取り組みは 28 年度の重点課題とした。

(3) F A Xニュースの発信

研修会の案内を随時発信。

関西地区中心の会員・非会員約 460 法人を対象とする F A Xニュース配信リストを活用し、関西地区での研修会の案内がやりやすくなった。

首都圏開催の研修案内は、全国の会員約 260 法人と関東地区中心の非会員約 380 法人の約 630 法人を対象とし同報 F A Xしている。F A Xのコストが割高である指摘もあり、費用対効果の検証に着手した。

(4) ウェブサイトの充実

1) ウェブサイトへのアクセス件数

下表の通りであり、22 年度の年間ページビュー数がウェブサイト用サーバーの不具合で統計上減少しているが、22 年 10 月にサーバーを交換した以降は毎月 200,000 件を超えるペースに戻り、制度移行事務がピークを迎えた 23 年度の年間ページビューは制度改革が実施された 20 年度に次いで 300 万件を突破した。25 年度はウェブサイトの工事、制度改革・移行実務の完了等も原因して 230 万件に減少している。26 年度のウェブサイトリニューアル後、ページビューのカウント方法が変わり前年比較が出来なくなっているが、27 年度の訪問者数は、437,711 名、ページビューは約 1,870 万ヒットとなっている。

【ウェブサイトアクセス件数】

年度		1ヶ月平均	前年度比
16年度	2,326,821	193,902	12.2%
17年度	2,456,046	204,671	5.6%
18年度	2,577,990	214,832	5.0%
19年度	2,568,820	214,068	-0.4%
20年度	3,098,872	258,279	20.6%
21年度	2,409,827	200,819	-22.2%
22年度	2,088,170	174,014	-13.3%
23年度	3,058,494	254,875	+46.5%
24年度	2,647,450	220,621	-13.4%
25年度	2,318,583	193,215	-12.4%
26年度	11月以降訪問者数 42,597 ヒット数 6,322,350 ヒット	(26年度からページビューのカウント方法が変わり、前年比較が出来ない状況にある)	
27年度	訪問者数 437,711 ヒット数 18,695,557 ヒット	36,478 1,557,963	

〔5〕 この法人の目的を達成するために必要な事業

(1) N P O 支援財団研究会の事務局業務への取り組み

1) 月例研究会の開催、運営

研究会は、助成財団関係者のほか学者、N P O 関係者等、N P O や市民活動に関する最先端の情報を有しているメンバー 20 名で構成され、平成 13 年に設立されて

以降毎月の活動を続け研究会の開催回数は 153 回。

日本の社会を大きく変えていくであろう NPO や市民活動、地域活性化への取り組みを支援していくに際し、関連法制や税制改正等を含めて市民活動支援や地域活性化の効果的な助成のあり方等をテーマとして月例会を開催して意見交換をしている。

4 月第 149 回～2 月 153 回の月例会の主たるテーマは以下の通り。

－28 年度シンポジウム実施計画の検討

(① 石川県金沢②愛知県名古屋③京都・奈良・滋賀合同)

－NPO 基盤強化助成の動向(パナソニック KK CSR 社会文化 G. 東郷琴子さん)

－非営利組織の評価・認証に関する準備委員会との意見交換

(ACC 平尾専務理事・清水さん)

－休眠預金活用推進の動向について意見交換

(日本財団 社会的投資推進室室長 工藤七子さん)

－寄付月間の実施・賛同パートナー制度について意見交換

(日本ファンドレイジング協会 鴨崎隆泰事務局長)

－さいたま市市民活動サポートセンターの指定管理を巡る問題

(さいたまBPOセンター理事 東一邦氏)

－28年度メンバー各財団の助成プログラムの確認

－その他シーズから 28 年度税制改正の方向、政府の動向等の情報交換等の
情報提供・意見交換を実施。

2) 地域シンポジウムの開催への取り組み

－ 7 月 25 日 新潟シンポジウムの開催

26 日 中越地震の復興状況(トヨタ財団助成先訪問と山古志地区視察)

－ 9 月 5 日 香川高松シンポジウムの開催

6 日 福武財団(直島)訪問、現地視察

－12 月 12 日 鳥取・島根(米子)シンポジウムの開催

13 日 鹿野古民家再生プロジェクト(トヨタ財団助成先)訪問、現地視察

以上

2. 管理部門

平成27年度の当センター管理部門の概要につき、以下のとおり報告する。

〔1〕 認許可事項

なし

〔2〕 会議開催状況

理事会、評議員会、企画委員会等の開催状況は次の通り。

1. 認許可事項	なし
2. 会議開催状況 (1) 理事会	<p>第25回通常理事会（平成27年5月29日）</p> <p>第1号議案「平成26年度事業報告および決算報告の件」</p> <p>第2号議案「第16回定時評議員会開催の件」</p> <p>第3号議案「常勤理事の報酬の額の件」</p> <p>第4号議案「規程の改正の件」</p> <p>報告事項1「職務執行状況報告(2月28日～5月28日)」</p> <p>第26回通常理事会（平成28年3月1日）</p> <p>第1号議案「平成28年度事業計画及び収支予算等の件」</p> <p>第2号議案「第17回臨時評議員会開催の件」</p> <p>第3号議案「規程の制定及び改正の件」</p> <p>第4号議案「事務局長任免の件」</p> <p>報告事項1「平成27年度の事業経過報告・ 代表理事の職務執行報告」</p> <p>報告事項2「平成27年度収支決算見込」</p> <p>報告事項3「平成27年度公益法人の会計に関する諸課題の 検討結果について(案)に関するお知らせ」</p> <p>報告事項4「平成27年度助成財団の集い開催報告」</p> <p>報告事項5「一般財団法人非営利組織評価センター設立総会の 開催について」</p>
(2) 評議員会	<p>第16回定時評議員会（平成27年6月16日）</p> <p>第1号議案「平成26年度事業報告および決算報告の件」</p> <p>第2号議案「理事選任の件」</p> <p>第3号議案「規程の改正の件」</p> <p>報告事項1「常勤理事の報酬の額」</p> <p>報告事項2「規程の改正」</p> <p>報告事項3「職務執行状況報告(2月28日～5月28日)」</p> <p>第17回臨時評議員会（平成28年3月17日）</p> <p>第1号議案「平成28年度事業計画及び収支予算等の件」</p> <p>第2号議案「評議員選任の件」</p> <p>報告事項1「平成27年度の事業経過報告・ 代表理事の職務執行報告」</p>

平成27 年度「事業報告の附属明細書」について

平成27年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34 条第3項に規定する“事業報告の内容を補足する重要な事項”がないので附属明細書を作成しない。

以上